

特定非営利活動法人 白ゆり 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人白ゆりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域の障がい（身体・知的・精神）を持つ者に対して社会参加や創作的活動又は療育的活動の機会を提供しながら、こども食堂の開催及びこども食堂に関する企業・団体との協働、また、こどもを連れて出かけられる、働ける場を作る事業を行い、社会と遮断されがちな時期の女性の社会参加の促進、また、人と動物の福祉に関する事業、保護活動等をおこなうことで、人も動物も共生できる住みよいまちづくりと、誰も取り残さない社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、法という）第2条別表に掲げる以下の活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑦ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑧ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑨ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑩ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法による訪問介護、介護予防訪問介護の居宅サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
- ④ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

- ⑦児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑧経済的自立を支援するためのアルミ缶回収事業
- ⑨経済的自立を支援するための清掃請負事業
- ⑩経済的自立を支援するための自主製品(菓子類等食品を含む)販売事業
- ⑪地域の障がい者と市民との交流事業
- ⑫こども食堂の開催、支援に関する企業・団体との協働事業
- ⑬飼い主のいない動物の保護・治療・飼養・譲渡に関わる事業
- ⑭動物愛護・動物福祉に関するイベントの企画、制作、運営事業
- ⑮人と動物が安心して共生できる地域環境の実現を目指す事業
- ⑯子育てと仕事の両立を支援するための託児スペース設置事業
- ⑰その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。
2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
② 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長は理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事ができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任または解任、職務及び報酬

(7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他の運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により、招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存

しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（招集）

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者にあつては、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第26条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を経なければならない。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第45条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 解散後の残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに帰属させる。

第9章 雑則

(公告)

第49条 この法人の公告は官報により行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
 - (1) 正会員

個人正会員	入会金	1,000円	年会費	1,200円
団体正会員	入会金	1,000円	年会費	1,200円
 - (2) 賛助会員

個人賛助会員	入会金	500円	年会費	1,200円
団体賛助会員	入会金	500円	年会費	1,200円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次のとおりと、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成22年6月30日とする。

理事長

氏 名 北村 博司

理 事
氏 名 古割 祐美子

理 事
氏 名 清水 和代

監 事
氏 名 丹治 俊雄

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

特定非営利活動法人 白ゆり

I 事業の実施方針

当法人は、障がいのある方々が地域社会の中で安心して生活できる環境づくりを目的とし、障がい者、児の支援事業、相談支援、子供食堂の運営、託児所の運営、地域交流事業、動物保護事業を実施します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 事業名 生活介護支援事業白ゆり(定款第5条の2項)

【内 容】 ①生活介護計画の作成

利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえ、サービスの目標・具体的なサービスの内容を記載した生活介護計画作成。

②身体の介助

歩行時、排泄時の身体介助。

③機能訓練

心身の状況等を踏まえ、必要な生活機能の改善又は維持向上の為に生活リハビリ等による機能回復訓練。

④創作活動

ビーズクラフト、ペーパークラフト等様々な活動を提供。

⑤生産的活動

作業能力にあわせた生産活動（軽作業等）に参加することにより、社会の一員として働く喜びを分かち合う機会を提供。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 1-3-19

【実施日時】 令和7年4月1日から令和8年3月31日

【事業の対象者】 地域の障がい者

【収 益】 50,300 千円（福祉事業収益 49,500 千円、作業収益 800 千円）

【費 用】 50,000 千円（人件費 43,535 千円、会議費 100 千円、旅費交通費 100 千円、通信運搬費 300 千円、減価償却費 300 千円、地代家賃 1,170 千円、保険料 700 千円、修繕費 70 千円、水道光熱費 400 千円、燃料費 1,000 千円、備品消耗品費 1,045 千円、租税公課 30 千円、研修費 50 千円、印刷製本費 280 千円、広告宣伝費 50 千円、支払手数料 70 千円、利用者食事費 500 千円、リース料 300 千円）

(2) 事業名 就労継続支援B型あんず(定款第5条の2項)

【内 容】 通常の職場に雇用されることが困難な障がい者のうち就労が困難であるものに対して就労の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練等の支援をする。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 3-5-4

【実施日時】 令和7年4月1日から令和8年3月31日

【事業の対象者】 地域の障がい者

【収 益】 45,200 千円（福祉事業収益 43,500 千円、作業収益 1,700 千円）

【費 用】 43,138 千円（人件費 35,800 千円、会議費 100 千円、旅費交通費 100 千円、通信運搬費 300 千円、減価償却費 200 千円、地代家賃 2,500 千円、保険料 700 千円、修繕費 70 千円、水道光熱費 400 千円、燃料費 1,000 千円、備品消耗品費 1,000 千円、租税公課 30 千円、研修費 50 千円、支払手数料 70 千円、外注費 18 千円、利用者食事費 500 千円、

リース料 300 千円)

(3) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業「どれみ」(定款第 5 条の 4 項)

【内 容】 児童発達支援

障がいの特性、生活実態に応じて個別支援計画を作成し、支援を行う。1 日、一定時間の個別指導を行う。

利用者同士の関係を構築する手助けを行い、その時間を通して心の充実を図り、社会ルールやマナーを自然に習得できるよう支援する。

放課後等デイサービス

障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応する事が出来るよう個々の障がい特性に応じた支援を行う。

利用者同士の関係を構築する手助けを行い、その関係を通して心の充実を図り、社会ルールやマナーを自然に習得できるよう支援する。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原東 3-2-34 グランドール F106 号

【実施日時】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 障がいを持つ児童

【収 益】 40,500 千円 (福祉事業収益 40,500 千円)

【費 用】 40,000 千円 (人件費 34,663 千円、会議費 100 千円、旅費交通費 100 千円、通信運搬費 200 千円、減価償却費 180 千円、地代家賃 1,500 千円、保険料 600 千円、修繕費 60 千円、水道光熱費 300 千円、燃料費 900 千円、備品消耗品費 1,000 千円、租税公課 27 千円、研修費 50 千円、支払手数料 60 千円、教養娯楽費 100 千円、リース料 160 千円)

(4) 事業名 相談支援つなぐ (定款第 5 条の 5 項)

【内 容】 関連法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用者及び家族等の相談に応じ、各種サービスの利用援助・調整など地域生活に必要な支援を行う。また、必要に応じて関係諸機関と連携を図る。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 3-5-4

【実施日時】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 地域の障がい者・障がい児

【収 益】 16,500 千円 (福祉事業収益 16,500 千円)

【費 用】 16,000 千円 (人件費 13,750 千円、会議費 350 千円、旅費交通費 100 千円、通信運搬費 500 千円、接待交際費 500 千円、減価償却費 200 千円、備品消耗費 550 千円、研修費 50 千円)

(5) 経済的自立を支援するためのアルミ缶回収事業 (定款第 5 条の 8 項)

【内 容】 地域の皆様のご家族にご協力いただき、提供いただいたアルミ缶を潰して圧縮・袋入れを行い業者への引き渡しを行う。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 1-3-19

【実施日時】 毎月

【事業の対象者】 地域の障がい者

【収 益】 1 千円 (作業収益 1 千円)

【費 用】 0 千円

(6) 経済的自立を支援するための自主製品（菓子類等食品含む）販売事業（定款第5条の10項）

【内 容】 地域の住民と障がいを持つ方々との交流の機会を作り、地域活動への参加を支援するため、屋台での食品関係の販売を行う。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 3-5-4

【実施日時】 毎月

【事業の対象者】 地域の障がい者

【収 益】 101 千円（作業収益 101 千円）

【費 用】 100 千円（人件費 20 千円、備品消耗費 80 千円）

(7) 地域の障がい者と市民との交流事業（定款第5条の11項）

【内 容】 地域の障がい者と市民との交流事業（定款第5条第11号）として、地域の皆様と交流を図り地域での活動を支援するため、イオングループが主催する「幸せの黄色いレシートキャンペーン」等の地域貢献活動に参加する。これは、毎月11日に市民が当団体の専用投函ボックスへレシートを入れることで、レシート総額の一定割合（通常1%）が当団体への寄付金として支援される仕組みであり、地域住民との協力による共生社会の実現を目指すものである。店舗でのレシート投函の呼びかけや啓発活動のサポート業務を行う。

【実施場所】 喜連瓜破イオン

【実施日時】 毎月

【事業の対象者】 地域の障がい者、住民、市民、ボランティア

【収 益】 14 千円（作業収益 14 千円）

【費 用】 13 千円（人件費 13 千円）

(8) 地域の動物の保護事業（定款第5条の13項）

【内 容】 地域で保護されている動物に対して一時保護する場所の確保を行い、里親探しをしながら動物の保護活動を行う。

【実施場所】 大阪市平野区内

【実施日時】 令和7年9月から令和8年3月

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 0 千円

【費 用】 670 千円（地代家賃 670 千円）

(9) 子ども食堂事業（定款第5条の12項）

【内 容】 ひとり親、ヤングケアラー、孤立、引きこもり等の子供が安心して利用できる集う場所の提供。不登校児の問題解決に向けての働きかけを行う。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 3-5-4

【実施日時】 令和7年10月

【事業の対象者】 地域の子供

【収 益】 50 千円（作業収益 50 千円）

【費 用】 45 千円（備品消耗費 45 千円）

(10) 子育て中の女性が安心して働ける事業（定款第5条の16項）

【内 容】 託児所を開設して待機児童のある地域で子育て中の女性が安心して働けるように務める。

【実施場所】 大阪市平野区内

【実施日時】 令和7年9月から令和8年3月

【事業の対象者】 地域の働く女性・子供

【収 益】 0 千円

【費 用】 130 千円（人件費 130 千円）

※上記以外の事業は本年度実施予定なし

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 白ゆり

I 事業の実施方針

当法人は、障がいのある方々が地域社会の中で安心して生活できる環境づくりを目的とし、障がい者、児の支援事業、相談支援、子供食堂の運営、託児所の運営、地域交流事業、動物保護事業を実施します。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 事業名 生活介護支援事業白ゆり(定款第 5 条の 2 項)

【内 容】 ①生活介護計画の作成

利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえ、サービスの目標・具体的なサービスの内容を記載した生活介護計画作成。

②身体の介助

歩行時、排泄時の身体介助。

③機能訓練

心身の状況等を踏まえ、必要な生活機能の改善又は維持向上の為に生活リハビリ等による機能回復訓練。

④創作活動

ビーズクラフト、ペーパークラフト等様々な活動を提供。

⑤生産的活動

作業能力にあわせた生産活動（軽作業等）に参加することにより、社会の一員として働く喜びを分かち合う機会を提供。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 1-3-19

【実施日時】 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 地域の障がい者

【収 益】 50,300 千円（福祉事業収益 49,500 千円、作業収益 800 千円）

【費 用】 50,000 千円（人件費 43,535 千円、会議費 100 千円、旅費交通費 100 千円、通信運搬費 300 千円、減価償却費 300 千円、地代家賃 1,170 千円、保険料 700 千円、修繕費 70 千円、水道光熱費 400 千円、燃料費 1,000 千円、備品消耗品費 1,045 千円、租税公課 30 千円、研修費 50 千円、印刷製本費 280 千円、広告宣伝費 50 千円、支払手数料 70 千円、利用者食事費 500 千円、リース料 300 千円）

(2) 事業名 就労継続支援 B 型あんず（定款第 5 条の 2 項）

【内 容】 通常の職場に雇用されることが困難な障がい者のうち就労が困難であるものに対して就労の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練等の支援をする。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 3-5-4

【実施日時】 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 地域の障がい者

【収 益】 45,200 千円（福祉事業収益 43,500 千円、作業収益 1,700 千円）

【費 用】 43,138 千円（人件費 35,800 千円、会議費 100 千円、旅費交通費 100 千円、通信運搬費 300 千円、減価償却費 200 千円、地代家賃 2,500 千円、保険料 700 千円、修繕費 70 千円、水道光熱費 400 千円、燃料費 1,000 千円、備品消耗品費 1,000 千円、租税公課 30 千円、研修費 50 千円、支払手数料 70 千円、外注費 18 千円、利用者食事費 500 千円、リース料 300 千円）

(3) 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業「どれみ」（定款第 5 条の 4 項）

【内 容】 児童発達支援

障がいの特性、生活実態に応じて個別支援計画を作成し、支援を行う。1 日、一定時間の個別指導を行う。

利用者同士の関係を構築する手助けを行い、その時間を通して心の充実を図り、社会ルールやマナーを自然に習得できるよう支援する。

放課後等デイサービス

障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応する事が出来るよう個々の障がい特性に応じた支援を行う。

利用者同士の関係を構築する手助けを行い、その関係を通して心の充実を図り、社会ルールやマナーを自然に習得できるよう支援する。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原東 3-2-34 グランドール F106 号

【実施日時】 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 障がいを持つ児童

【収 益】 40,500 千円（福祉事業収益 40,500 千円）

【費 用】 40,000 千円（人件費 34,663 千円、会議費 100 千円、旅費交通費 100 千円、通信運搬費 200 千円、減価償却費 180 千円、地代家賃 1,500 千円、保険料 600 千円、修繕費 60 千円、水道光熱費 300 千円、燃料費 900 千円、備品消耗品費 1,000 千円、租税公課 27 千円、研修費 50 千円、支払手数料 60 千円、教養娯楽費 100 千円、リース料 160 千円）

(4) 事業名 相談支援つなぐ（定款第 5 条の 5 項）

【内 容】 関連法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用者及び家族等の相談に応じ、各種サービスの利用援助・調整など地域生活に必要な支援を行う。また、必要に応じて関係諸機関と連携を図る。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 3-5-4

【実施日時】 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 地域の障がい者・障がい児

【収 益】 16,500 千円（福祉事業収益 16,500 千円）

【費 用】 16,000 千円（人件費 13,750 千円、会議費 350 千円、旅費交通費 100 千円、通信運搬費 500 千円、接待交際費 500 千円、減価償却費 200 千円、備品消耗費 550 千円、研修費 50 千円）

(5) 経済的自立を支援するためのアルミ缶回収事業（定款第 5 条の 8 項）

【内 容】 地域の皆様のご家族にご協力いただき、提供いただいたアルミ缶を潰して圧縮・袋入れを行い業者への引き渡しを行う。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 1-3-19

【実施日時】 毎月

【事業の対象者】 地域の障がい者

【収 益】 1 千円（作業収益 1 千円）

【費 用】 0 千円

(6) 経済的自立を支援するための自主製品（菓子類等食品含む）販売事業（定款第 5 条の 10 項）

【内 容】 地域の住民と障がいを持つ方々との交流の機会を作り、地域活動への参加を支援するため、屋台での食品関係の販売を行う。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 3-5-4

【実施日時】 毎月

【事業の対象者】 地域の障がい者

【収 益】 101 千円（作業収益 101 千円）

【費 用】 100 千円（人件費 20 千円、備品消耗費 80 千円）

(7) 地域の障がい者と市民との交流事業（定款第 5 条の 11 項）

【内 容】 地域の障がい者と市民との交流事業（定款第 5 条第 11 号）として、地域の皆様と交流を図り地域での活動を支援するため、イオングループが主催する「幸せの黄色いレシートキャンペーン」等の地域貢献活動に参加する。これは、毎月 11 日に市民が当団体の専用投函ボックスへレシートを入れることで、レシート総額の一定割合（通常 1%）が当団体への寄付金として支援される仕組みであり、地域住民との協力による共生社会の実現を目指すものである。店舗でのレシート投函の呼びかけや啓発活動のサポート業務を行う。

【実施場所】 喜連瓜破イオン

【実施日時】 毎月

【事業の対象者】 地域の障がい者、住民、市民、ボランティア

【収 益】 14 千円（作業収益 14 千円）

【費 用】 13 千円（人件費 13 千円）

(8) 地域の動物の保護事業（定款第 5 条の 13 項）

【内 容】 地域で保護されている動物に対して一時保護する場所の確保を行い、里親探しをしながら動物の保護活動を行う。

【実施場所】 大阪市平野区内

【実施日時】 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 0 千円

【費 用】 1,000 千円（地代家賃 1,000 千円）

(9) 子ども食堂事業（定款第 5 条の 12 項）

【内 容】 ひとり親、ヤングケアラー、孤立、引きこもり等の子供が安心して利用できる集う場所の提供。不登校児の問題解決に向けての働きかけを行う。

【実施場所】 大阪市平野区長吉長原西 3-5-4

【実施日時】 令和 8 年 5 月 1 日

【事業の対象者】 地域の子供

【収 益】 50 千円（作業収益 50 千円）

【費 用】 45 千円（備品消耗費 45 千円）

(10) 子育て中の女性が安心して働ける事業（定款第 5 条の 16 項）

【内 容】 託児所を開設して待機児童のある地域で子育て中の女性が安心して働けるように務める。

【実施場所】 大阪市平野区内

【実施日時】 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 地域の働く女性・子供

【収 益】 0 千円

【費 用】 200 千円（人件費 200 千円）

※上記以外の事業は本年度実施予定なし

令和7年度活動予算書

特定非営利活動法人白ゆり

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業		合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
福祉事業収益			
白ゆり	49,500,000		
あんず	43,500,000		
どれみ	40,500,000		
つなぐ	16,500,000		
作業収益			
白ゆり	800,000		
あんず	1,700,000		
アルミ缶回収事業収益	1,000		
自主製品販売事業収益	101,000		
動物保護事業収益	0		
地域交流事業収益	14,000		
子ども食堂事業収益	50,000		
託児所事業収益	0		
経常収益計			152,666,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	91,980,000		
法定福利費	9,980,000		
退職給付費用	24,861,000		
福利厚生費	1,090,000		
人件費計	127,911,000		
(2) その他経費			
会議費	650,000		
旅費交通費	400,000		
通信運搬費	1,300,000		
接待交際費	500,000		
減価償却費	880,000		
地代家賃	5,840,000		
保険料	2,000,000		
修繕費	200,000		
水道光熱費	1,100,000		
燃料費	2,900,000		
備品消耗品費	3,720,000		
租税公課	87,000		
研修費	200,000		
印刷製本費	280,000		
広告宣伝費	50,000		
支払手数料	200,000		
教養娯楽費	100,000		
外注費	18,000		
利用者食事費	1,000,000		
リース料	760,000		
その他経費計	22,185,000		
事業費計		150,096,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,360,000		
賞与	336,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	1,696,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	166,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	166,000		
管理費計		1,862,000	
経常費用計			151,958,000
当期経常増減額			708,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			708,000
前期繰越正味財産額			62,272,349
次期繰越正味財産額			62,980,349

令和8年度活動予算書

特定非営利活動法人白ゆり

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業		合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
福祉事業収益			
白ゆり	49,500,000		
あんず	43,500,000		
どれみ	40,500,000		
つなぐ	16,500,000		
作業収益			
白ゆり	800,000		
あんず	1,700,000		
アルミ缶回収事業収益	1,000		
自主製品販売事業収益	101,000		
動物保護事業収益	0		
地域交流事業収益	14,000		
子ども食堂事業収益	50,000		
託児所事業収益	0		
経常収益計			152,666,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	92,000,000		
法定福利費	10,000,000		
退職給付費用	24,881,000		
福利厚生費	1,100,000		
人件費計	127,981,000		
(2) その他経費			
会議費	650,000		
旅費交通費	400,000		
通信運搬費	1,300,000		
接待交際費	500,000		
減価償却費	880,000		
地代家賃	6,170,000		
保険料	2,000,000		
修繕費	200,000		
水道光熱費	1,100,000		
燃料費	2,900,000		
備品消耗品費	3,720,000		
租税公課	87,000		
研修費	200,000		
印刷製本費	280,000		
広告宣伝費	50,000		
支払手数料	200,000		
教養娯楽費	100,000		
外注費	18,000		
利用者食事費	1,000,000		
リース料	760,000		
その他経費計	22,515,000		
事業費計		150,496,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			

役員報酬	0		
給料手当	1,360,000		
賞与	336,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	1,696,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	166,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	166,000		
管理費計		1,862,000	
経常費用計			152,358,000
当期経常増減額			308,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			308,000
前期繰越正味財産額			62,980,349
次期繰越正味財産額			63,288,349